

放送番組基準

1 基本的な考え方

天草ケーブルネットワーク株式会社は、生活圏域放送として、天草の豊かな自然と温かい人情による調和ある地域の発展と高齢化、過疎化への、また農、漁業の新興への対応、あるいは地域住民の意識、文化、生産、所得、公共の福祉、更に日常生活の利便性の向上に役立ち、平和で豊かな地域社会の実現に寄与するため、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論並びに言論と表現の自由を守り、法と秩序を尊重して、天草島民の信頼に応える放送を行う。

2 基本的な方針

放送に当たっては、以下の点を重視し、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに即時性、普遍性、多様性などラジオ放送の持つ特性を十分に発揮し、内容の充実に努めるものとする。

- (1) 的確な地域情報の提供
- (2) 正確で迅速な報道
- (3) 健全な娯楽
- (4) 教育、教養の進展
- (5) 児童及び青少年に与える影響
- (6)

3 放送番組一般基準

以下の基準はラジオ放送の番組及び（広告を行う場合には）広告などすべての放送に適用する。

(1) 人権・人格・名誉

- 1 人権を軽視するような取り扱いはしない。
- 2 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なうような放送はしない。
- 3 職業を差別的に取り扱うようなことはしない。
- 4 個人情報の取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような取り扱いはしない。

(2) 人種・民族・国際関係

- 1 人種的、民族的偏見を持たせるような放送はしない。
- 2 国際親善を妨げるような放送はしない。

(3) 宗教

- 1 宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し公正に取り扱う。

(4) 政治・経済

- 1 政治上の諸問題は、公正に取り扱う。
- 2 政治上の諸問題で、一般に重大な影響を与えるものについては、特に慎重を期す。
- 3 意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの視点から論点を明らかにし公平にあつかう。
- 4 放送時点で裁判にかかっている事件については、正しい法的措置を妨げるような扱いはしない。

(5) 家庭と社会

- 1 家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。
- 2 公共及び公益を乱すような放送はしない。
- 3 暴力行為は、どのような場合にも是認しない。

(6) 犯罪

- 1 犯罪については、法律を尊重し、犯人を魅力的に表現したり、犯罪行為を、是認するような取り扱いはいしない。
- 2 犯罪の手段や経過などについては、必要以上に詳細な描写をしない。
- 3 とばくまたはそれに類似の行為を是認したり、魅力ある行為として描写したりしない。

(7) 性表現

- 1 性に関する事柄は、受信者に困惑、嫌悪の感じを抱かせないように注意する。
- 2 性衛生や性病に関する事柄は、医療、衛生上必要な場合のほかは取扱わない。
- 3 肉体、寝室描写など官能的な素材を取り扱うときは、刺激的な表現を避ける。

(8) 表現

- 1 わかりやすい表現を用い、正しい言葉の普及に努める。
- 2 下品な言葉使いはできるだけ避け、また、卑猥な言葉や動作による表現はしない。
- 3 人心に恐怖や不安又は不快の念を起こさせるような表現はしない。
- 4 放送の内容や表現については、受信者の生活時間との関係を十分に考慮する。

(9) 広告

- 1 広告放送を行う場合は、放送時刻を考慮し不快な感じを与えないように注意する。
- 2 広告放送を行う場合は、わかりやすく適正な表現を用い、受信者に錯覚を起こさせるような表現をしない。

(10) 懸賞

- 1 報酬や商品だけで受信者をひきつけたり、必要以上に射幸心を刺激することのないようにする。
- 2 懸賞番組については、応募者または参加者のすべてが、公正な審査により、技能に応じた賞が受けられるように配慮する。
- 3 作品の募集にあたっては、その優劣を判断する基準と賞品の内容とを明らかに公表する。

(11) 訂正

- 1 放送が事実と相違していることが明らかになったときは、すみやかに取り消し、または訂正する。

3 各種放送番組の基準

(1) 教養番組

- 1 一般的教養の向上を図り、文化水準を高めることを旨とする。
- 2 大多数の要望ばかりでなく、あらゆる階層の要望も満たすようにつとめる。
- 3 社会的関心を高め、また、生活文化についての知識を深めるようにつとめる。
- 4 学術研究の発表その他専門にわたる放送に関しては、その学術上の権威と重要性を尊重し、取り扱いは、一般に認められている倫理と専門的な標準に従う。

(2) 教育番組

- 1 放送の対象を明確にし、番組の内容がその対象にとって、有益適切であるようにつとめる。
- 2 教育効果を高めるため、組織的かつ継続的であるようにする。
- 3 放送を通じて、教育の機会均等のために努力する。

(3) 学校放送番組

- 1 学校教育の基本方針に基づいて実施し、放送でなくては与えられない学習効果をあげるようにつとめる。
- 2 各学年の生徒の学習態度や心身の発達段階に応ずるように配慮する。
- 3 教師の学習指導法などの改善・向上に寄与するようにつとめる。

(4) 児童向け番組

- 1 児童に与える影響を考慮し、豊かな情操と健全な精神を養うようにつとめる。
- 2 児童がまねることによって害になる放送や児童に主旨が誤解されやすい放送はしない。
- 3 児童に異常な恐怖を与えるような表現はしない。
- 4 児童に害を与える迷信は、取り扱わない。

(5) 報道番組

- 1 言論の自由を維持し、真実を報道する。
- 2 ニュースは、事実を客観的に取り扱い、ゆがめたり、隠したり、また、せん動的な表現はしない。
- 3 ニュースの中に特定の意見をはさむときは、事実と意見とが明らかに区別されるように表現する。
- 4 災害などの緊急事態に際しては、すすんで情報を提供して、人命を守り、災害の予防と拡大防止に寄与するようにつとめる。
- 5 ニュース解説または論評は、ニュースと明確に区別されるように取り扱う。

(6) スポーツ番組

- 1 健全なスポーツ精神のかん養と体位の向上に役立つようにつとめる。
- 2 アマチュアスポーツの取り扱いは、その目的と精神を尊重し、特に少年選手については慎重にする。

(7) 芸能番組

- 1 すぐれた芸能を取り上げ、情操を豊かにするようにつとめる。
- 2 古典芸能の保存と各種の芸能の育成に役立つようにつとめる。
- 3 放送の特性を生かした新しい芸術分野を開拓する。
- 4 芸術作品の放送については、その芸術性を尊重し、取り扱いは、良識に基づいて慎重に行う。

(8) 娯楽番組

- 1 家庭を明るくし、生活内容を豊かにするような健全な娯楽を提供する。
- 2 身体的欠陥などにふれなければならないときは、特に慎重に取り扱う。
- 3 方言や地方特有の風俗を扱うときは、その地方の人々に反感や不快の念を与えないように配慮する。